



2023年3月15日

各 位

会 社 名 日新電機株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 松下 芳弘
(コード：6641、東証プライム)
問 合 せ 先 法務部長 井門 宏之
(TEL：075-864-8848)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年5月頃に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年3月31日（金）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2023年3月15日（水）
- (2) 基準日 2023年3月31日（金）
- (3) 公告方法 電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。
(<https://nissin.jp/>)

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案について

2023年2月2日付当社プレスリリース「支配株主である住友電気工業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、住友電気工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2023年2月2日に公表した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、その成立後公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者の要請により、当社は、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において①公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主（公開買付者及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定した上で、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）、並びに、②本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと及び③本株式併合の効力発生を条件として、2023年6月に開催予定の当社の定時株主総会で権利を行使することのできる株主を、当該完全子会社化完了後の株主（公開買付者を意味します。）とするため、当社の定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

他方、本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けの成立後に公開買付者が当社の総株主の議決権の数の 90%以上の議決権を取得し、公開買付者が、当社株式の全て（但し、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得するために株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を招集しない予定です。

本臨時株主総会を招集することを決定した場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、改めてお知らせいたします。

以 上